

## 自然災害等による休講等の措置について

自然災害の発生等により、通学および通勤が困難となった場合は、休講または休校（以下「休講等」）の措置をとる場合があります。

### 【休講等措置に関する基準等】

- ① 自然災害の影響により、基準時点において、次の対象路線のうち2路線以上で、対象区間内に含まれる区間が不通の場合

#### 【授業休講の対象となる交通機関及び条件】

|         |           |            |
|---------|-----------|------------|
| JR      | 東海道本線     | 東京駅から小田原駅間 |
|         | 横須賀線      | 東京駅から久里浜駅間 |
|         | 京浜東北・根岸線  | 東京駅から大船駅間  |
|         | 横浜線       | 全線         |
| 東急東横線   |           | 全線         |
| 京浜急行線   |           | 全線         |
| 相模鉄道線   |           | 全線         |
| 横浜市営地下鉄 |           | 全線         |
| 小田急     | 小田原線・江ノ島線 | 全線         |

※事故・車両トラブル等によるダイヤの乱れ（遅延、運休、運転見合わせ等）や、他の交通機関による振替輸送が実施されている場合は運行しているものとみなします。（上記に示した以外の交通機関の運休による欠席や授業に遅れる場合は授業担当者に「遅延証明書」を提示する等、申し出るようにしてください。）

- ② 気象庁により神奈川県下に発令された特別警報、暴風警報又は大雪警報に基づき、学生等の授業等並びに通学途上の安全確保が困難であると判断した場合

※気象状況が時間の経過とともに悪化することが事前に十分予測される場合は、警報の発令によらず臨時休講措置を決定することがあります。

- ③ 大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令された場合

### 【基準時点及び措置】

- 午前6時 午前中に開始する授業等を休講等にする。  
午前6時までに運転が再開・警報が解除された場合は、1時限目から授業実施
- 午前10時 午後に開始する授業等を休講等にする。  
午前10時までに運転が再開・警報が解除された場合は、3時限目から授業実施

※気象状況及び交通機関の運転状況によっては、警報が解除される前に授業再開を決定することがあります。

◎学内規程 「横浜商科大学 自然災害等による休講等措置に関する要領」

|         |   |
|---------|---|
| お問い合わせ先 | 横浜商科大学 事務局<br>〒230-8577 横浜市鶴見区東寺尾4-11-1<br>TEL：045-571-3901（代表） |
|---------|---|